

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 改正瀬戸内法に新たに規定された海域ごとの管理制度である栄養塩類管理制度を実現するために、相互に影響がある近接海域の管理について検討を行い、府県による各湾灘での計画の策定推進の土台とする
- ② 瀬戸内法の第19条の4に基づき、国が行うべき瀬戸内海の水質の状況やその他の環境の状況について調査を行う
- ③ 改正瀬戸内法で自然海浜保全地区の指定対象が拡充されたことを踏まえ、里海づくり活動をより一層維持・継続・推進し、瀬戸内海の水環境の保全と水産資源の利用に向けた保護と活用の両立をはかる。また、府県による各湾灘での計画策定の推進や藻場・干潟の保全活動等の各地域の取り組みを後押しする
- ④ 改正瀬戸内法第2条の2に新たに記載された気候変動による影響を踏まえて、具体的な対応策の検討を行う。

2. 事業内容

令和3年に成立した改正瀬戸内海環境保全特別措置法を踏まえ、次の事業を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進（継続）

・地域独自の栄養塩類管理や海づくりの方法やその効果を定量化し、ガイドライン等により府県に提供

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討（継続）

・動植物プランクトン、底生生物と底質との関係に関する調査等

③里海を通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討（一部組替）

- (1)保全活動の象徴となるスナメリやカブトガニ等、瀬戸の多島海景観等の地域資源を結びつけ、保全活動と利活用の好循環を生み出す評価方法を構築
- (2)里海づくり活動等につながる計画策定や藻場・干潟等の保全再生活動に対して補助

④気候変動による影響評価及び適応策の検討等（継続）

- ・主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- ・シミュレーションモデルを用いた影響評価及び具体的な適応策の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（③(2)以外）、間接補助事業（③（2））
- 請負先 民間事業者・団体（③(2)以外）、都道府県（③(2)）
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

